

申請書類ポイントチェック表（A）

交付対象設備Aの申請時に確認用として御利用ください。なお、この書類を添付する必要はありません。

《奨励金を受けるうえでの前提条件の確認》	確認欄
過去に同一の交付対象機器に係る補助金を交付したことがない方・世帯	
実績報告書の提出時点で、川越市内の設置場所に住民登録ができる方 市において住民登録の調査を行います。なお、住民登録の調査に同意しない場合は、実績報告書類を御提出いただく際に、マイナンバーが記載されていない世帯全員が記載された住民票の提出が必要になります。（調査に同意する場合は、別途同意書を提出する必要があります。）	
実績報告書の提出時点で、市税に滞納がない方 市から課税される税金の滞納状況について調査を行います。なお、滞納状況の調査に同意しない場合は、実績報告書類を御提出いただく際に、納税証明請求書兼証明書の提出が必要になります。（調査に同意する場合は、別途同意書を提出する必要があります。）	
実績報告書類一式を不備なく期限までに提出できる方	
申請書類及び実績報告書類について御確認の上、奨励金の交付申請を行ってください。	

《作成のポイント》	確認欄
◆各ポイントを確認いただき環境政策課へ電子申請にて御提出をお願いします。 なお、不備がある場合は登録いただいたメールアドレス宛てにご連絡いたします。	
◆申請書情報について	
現住所と設置する場所が異なる場合、現住所に郵送物を送付して差し支えありませんか。	
申請者は個人ですか。法人名による申請は受け付けません。	
『設置場所住所』は、申請者が居住する川越市内の個人住宅ですか。 店舗併用住宅の場合、太陽光発電システムは電力会社と個人名で受給契約を結ぶことができますか。	
『申請機器』の欄には、設置する交付対象設備をすべてチェックしていますか。	
『工事完了日』には、設置工事が完了する（予定）日又は領収日のいずれか遅い日を記入してください。	
代理人は、すべての手続きについて責任を持って行うことのできる方ですか。	
交付対象設備ごとの交付要件を満たしていますか。	
◆交付対象設備ごとの交付要件について	
共通	<p>新築住宅は対象外です。「新築住宅」とは住宅の品質確保の促進等に関する法律（住宅品質確保法）の第2条第2項に規定されているものを指します。</p> <p>各『設置に要する経費』には、機器費と工事費の合計金額（税抜き）が記載されていますか。（交付対象設備以外の併設設備の経費や竣工検査立会い費、申請手続き費、保証費などは、除外してください。）</p>
太陽光発電システム	<p>太陽光発電システムの交付要件は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が3kW以上のものです。</p> <p>『太陽電池の最大出力』には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。小数点第三位以下があるときは、これを切り捨ててください。 （例）4.185kWの場合は4.18と記入</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電池又はV2H充放電設備を同時に設置するものですか。</p> <p>太陽光発電システムの交付金額は、一律 30,000円です。</p>

蓄電池	「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」蓄電システム登録済製品一覧に記載されているパッケージ型番が記入されていますか。	
	設置機器の型式は、「令和7年度戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化支援事業」の交付対象機器のうち、公称容量が4kWh以上のものになっていますか。 (ホームページ(https://zehweb.jp/registration/battery/)で確認可能。)	
	蓄電池の交付金額は、一律 30,000円です。	
	太陽光発電システムと連系するものですか。	
エネファーム	設置機器の型式は、「一般社団法人燃料電池普及促進協会」が作成している機器登録リストに掲載されていますか。 (ホームページ(http://www.fca-enefarm.org/registration_list.html)で確認可能。)	
	エネファームの交付金額は、一律 30,000円です。	
V2H 充放電設備	設置機器の型式は、一般社団法人 次世代自動車振興センターが定める交付対象機器となっていますか。 (協会ホームページ(http://www.cev-pc.or.jp/)で御確認ください。)	
	電気自動車等に搭載された蓄電池と分電盤を接続することで、住宅の電力として使用できる機能を有するものであること。	
	太陽光発電システムと連系するものですか。	
◆委任状 (代理人が手続きする場合のみ)		
委任状には必要事項が記載されていますか。また申請者本人の署名又は記名押印はありますか。		
太陽熱	一般財団法人ベターリビングの認定番号を記入していますか。 (ホームページ(http://www.cbl.or.jp)で確認可能。)	
	太陽熱利用システムの交付金額は、一律 15,000円です。	
◆経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書又は見積書の写し		
共通	契約者や宛名は申請者(設置者)本人ですか。	
	機器費、工事費及びその他の経費が明確に区別でき、税抜の金額が記載されていますか。交付対象設備以外の併設設備の経費が明確に分けて記載されていますか。 ⇒申請書に入力する「設置に要する経費」が読み取れますか。	
太陽光 発電システム	モジュールのメーカー名、型式、枚数が記載されていますか。	
	モジュール1枚あたりの公称最大出力値が記載されていますか。	
	定置用リチウムイオン蓄電池又はV2H充放電設備を同時に設置するものに限り ます。 同時に設置する設備についても経費が記載されていますか。	
蓄電池	機器のメーカー名、パッケージ型番、公称容量が確認できますか。	
エネファーム	機器のメーカー名、型式が確認できますか。	
V2H 充放電設備	機器のメーカー名、型式が確認できますか。	
太陽熱	機器のメーカー名、型式、集熱面積、貯湯量が確認できますか。	